

障害児通所支援事業者の行政処分(指定の取消し)について

児童福祉法の規定に基づく監査を行った結果、障害児通所給付費の不正請求が判明したため、下記のとおり行政処分(指定の取消)を行うもの。

1 対象事業者及び事業所

事業者(法人)名	株式会社 one
代表者名	代表取締役 一宮 勉
事業所名	放課後等デイサービス おひさまの家+アップ
事業所所在地	北九州市八幡西区小嶺台一丁目3番8号
サービスの種類	放課後等デイサービス
事業所番号	4056700067

2 処分の内容

指定の取消し(指定取消年月日:令和6年1月31日付)

3 指定の取消し理由及び根拠法令

給付費の不正請求【児童福祉法第21条の5の24第1項第5号】

- ・令和2年11月～令和3年9月の間、児童発達支援管理責任者が常勤で勤務していないにもかかわらず、出勤簿等の記録を改ざんし、児童発達支援管理責任者欠如減算を適用せずに給付費を請求していた。
- ・令和4年8月～令和4年12月の間、児童指導員又は保育士の人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、出勤簿等の記録を改ざんし、サービス提供職員欠如減算を適用せずに給付費を請求していた。

4 行政処分の効果等

(1)不正受給額及び返還請求額（※市内の利用者分のみ）

- ・不正受給額:令和2年11月～令和3年9月、及び令和4年8月～同年12月の給付費受領額
- ・返還請求額:不正受給額に加算金40%を加えた額を加えた額について、返還請求を行うもの。

○不正受給額	4,027,114 円	… ①
○加算額(①×40%)	1,610,845 円	… ②
○返還請求額(予定)	5,637,959 円	… ③(①+②)

※上記の金額は、本市の利用者分のみ。他自治体(直方市、中間市、福智町、糸田町)の利用者分については、不正受給額の確定作業中であり、確定次第、各自治体から返還請求を行う予定。

(2)欠格事由の該当

株式会社 one は、指定取消の日から起算して5年を経過しない間は、障害児通所支援事業所の指定を受けることができない。また、欠格事由に該当するものが役員である法人及び管理者である事業所は、指定取消の日から起算して5年を経過しない間は障害児通所支援事業所の指定を受けることができない。